

奈良県告示第百九十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、同令第十条第二項に規定する通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道三〇八号	次の平面図のとおり
主要地方道奈良生駒線	次の平面図のとおり

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部道路管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

二 通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

三 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

令和元年七月三十一日